

山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第12条第1項、第2項及び16条第1項の規定により、漁業の許可又は認可を行う制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間を次のように定める。

令和5年2月15日

山形県知事 吉村 美栄子

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰三種漁業（貝けた網漁業）	貝けた網	操業区域（別記の操業区域をいう。）	4月1日から12月31日まで	定めなし（ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	5トン未満	1隻	1 山形県鶴岡市、酒田市、遊佐町に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年2月15日から令和5年3月15日まで

(3) 備考

この公示に係る許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

別記 操業区域

海共第2号及び第3号の区域とし、それぞれ許可を有する者が行使できる共同漁業権漁場とする。